

構成

この分類表は、本表と附表、そして総索引（別冊）からなる。附表は全部で 7 表であるが、附表第 1 は国名記号表、第 2 から第 7 は法律・行政に関する各国別細区分表に分かれている。また総索引は、分類表中の名辞を日本語と外国語の表記に二分して、それぞれ音順に列挙したものである。（詳しくは、別冊の凡例を見よ）

1 体系

A から Z のアルファベット 1 字で表わす 19 部門は、社会科学、人文科学、自然科学、総記、その他、の順に配列してある。

〔大要〕

A	政治・法律・行政
B	議会資料
C	法令資料
D	経済・産業
E	社会・労働
F	教育
G	歴史・地理
H	哲学・宗教
K	芸術・言語・文学
M~S	科学技術
U	学術一般・ジャーナリズム・図書館・書誌
V	特別コレクション
W	古書・貴重書
Y	児童図書・簡易整理資料・専門資料室資料・特殊資料
Z	逐次刊行資料

社会科学の諸部門を分類体系の最初に位置付け、A を政治・法律・行政の部門に割り当てたところに、国会に所属する当館の特色があらわれている。さらに、個々の部門を検討すると、社会科学の重視は一層明らかになる。たとえば、産業は技術（N、P）から切離して経済（D）と同一部門とし、また医療も医学（SC）ではなく、社会・労働（E）部門のなかの社会保障（EG）に収めてある。

この分類体系には、主題によらない 6 部門（B、C、V、W、Y、Z）が含まれている。これによって、別置記号なしに管理上、利用上必要な資料群を形成し、その排架位置を明確

に指示することができる。議会資料（B）と法令資料（C）は、政治・法律・行政（A）との密接な関係を考慮してAのあとに、またその他の部門（V、W、Y、Z）はすべての主題と関わるため、主題別部門のあとに位置付けてある。

2 分類項目の配列

各部門は、複数の大項目で構成される。管理および利用の便宜を優先させた6部門（B、C、V、W、Y、Z）を除くと、大項目のほとんどの分類項目の配列はおおむね以下の順である。なお（a）に列挙する書誌、辞典などの形式は、独立した分類項目として扱い、大項目ごとに必要に応じて選択する方式をとる。

- （a）形式：書誌，辞典，名鑑など
- （b）包括的主題
- （c）歴史・事情
- （d）特定主題

以下の例では、MB1～19が（a）、MB21が（b）、MB25～27が（c）、そしてMB31以降が（d）に該当する。なお、MB5とMB12は、MBという大項目に特有な形式項目である。

例：MB 宇宙科学 Space sciences

- 1 書誌 Bibliography
- 2 辞典・便覧類 Dictionaries. Thesauri. Handbooks
- 5 星表 Charts, photographs, tables
- 8 学術団体・研究機関 Organizations
- 12 天文台・観測所 Observatories
- 19 雑 Miscellaneous
- 21 宇宙科学 Space sciences
〔天文学〕
- 25 宇宙科学史 History of space sciences
〔天文学史。曆学史は、MB95を見よ。〕
- 27 東洋
- 31 宇宙論 Cosmology
- 41 天体力学 Celestial mechanics

3 分類記号

分類記号は原則として、1 ないし 2 字のアルファベットに続けて 1 から 999 までの整数を使用する。十進記号法に比べ、混合型非十進記号法は区分能力が高いので、アルファベットの組み合わせや整数部分には随所に空記号がある。これらを用いれば、新主題や新資料群の出現に随時、対応することができる。

例1 : DM611	水産業 Fisheries
613	水産業史・事情 History (地域区分)
615	日本
621	外国
626	水産資源 Marine resources
631	水産政策 Policy
633	漁業権制度 , 漁場問題 Fishing rights. Fishing grounds

数字を整数として使用する非十進法は、分類項目間の上下関係を分類記号だけでは表現することができない。上記例 1 にみられるように DM613、DM631、DM633 が同位で、DM615 ~ 626 は DM613 の下位であるという関係は、インデクションで表現する。

以下に本表中、注意を要する記号について説明する。

(1) 書誌分類用の記号

以下例 2 で丸括弧に包んだ記号は、もっぱら書誌分類に用いるものである。たとえば、出版を主題とする資料は(614)の丸括弧を外して A614 に書誌分類し、A611 に排架分類する。

例 2 : A611	文化・教育法 Cultural & educational law
(612)	学芸
(613)	教育
(614)	興行・出版・報道

また例 2 とは逆に、まず丸括弧に包んだ書誌分類記号を置き、次に排架分類記号を列挙する場合もある。この方式をとるのは、個人伝 (GK) と文学の作家研究 (KG ~ KS) である。

例 3 : GK(30) 個人伝 日本人
 31 A
 32 Ad
 33 Ak

この場合、A から Ac、Ad から Aj、そして Ak ではじまる日本人名をそれぞれ GK31、GK32、GK33 に排架分類し、これらすべてを GK30 に書誌分類する。ただし、この書誌分類記号のもとには姓名によって配列できるよう、ハイフンに続けて姓名を付記する。

例 4 : 相原明伝 GK32 [排架分類記号]
 GK30 - Aihara, Akira [書誌分類記号]

(2) 参照用の記号

例 5 : A391 地方自治 Local government
 [地方行政，行政区，市町村制，首都圏行政，都市行政]
 ⋮ ⋮
 (395) 自治体警察・消防
 (396) (地方財政)
 [378]

ここにある 2 つの丸括弧のうち(396)は、A378 への参照用の記号である。このように分類項目の名辞自体を丸括弧で包み、しかも角括弧内に参照関係を明記する。この分類記号は、排架分類にも書誌分類にも使用しない。なお(395)は、すでに例 2 で説明した書誌分類用の記号である。

(3) 国別のできる記号

分類表中に指示があれば、附表第 1 の国名記号(、4(1)参照)を用いて分類記号の国別を行なうことができる。国名記号を付加する位置は、分類記号の整数部分の前か後の二通りであるが、いずれも国名記号が識別しやすいように、整数部分との間をハイフンで区切る。

例 : フランスの政党 A56 - F2
 フランス刑法 AF2 - 711

フランス国民議会要覧	BF2 - 1
フランス刑法典	CF2 - 711
フランス人口統計	DT191 - F2
フランス発行の地形図	YG1 - F2

(注) F2 はフランスの国名記号である。

政治 (A1 ~ 99)、統計 (DT)、地図 (YG) には、〔附表第 1 によって地理区分する〕と指示する分類項目がある。この指示がある分類記号に限って、その整数部分の後に国名記号を付加することができる。

指示例: **A51 政治機構・国家体制 Political institution. Government system**

〔比較政治機構論〕

(国別)

A ~ Z

〔附表第 1 によって地理区分する。〕

上記 A ~ Z の表示は、国名記号を表わす。たとえば、フランスの政治機構に関する著作は、附表第 1 によって国名記号 F2 を求め、ハイフンを挟んで、A51 - F2 とする。

法律・行政 (A121 ~ 999)、議会資料 (B)、法令資料 (C) には〔附表第 1 によって地理区分し、さらに・・・によって細区分する〕という指示がある。まず国別し、次に主題もしくは形式で区分を行なう。これによって、国家単位に資料群が形成できる。

指示例: **BA ~ BZ 各国の議会資料**

〔附表第 1 によって地理区分し、さらに下表によって細区分する。〕

例: アメリカ合衆国議会下院議事規則 BU - 2)

1	便覧 Manuals 〔議会要覧〕
2	議事規則・先例集 Rules & precedents
3	公報 Agenda

(1) 国名記号表 (附表第 1)

国名記号表は、英語形の国名をアルファベット順に列挙し、それぞれの国名記号を示す。

なお、末尾の丸括弧に包んだ数字は、各国別細区分表（附表第 2～7）の番号である。

例：

Abyssinia	Ethiopia	
Aden〔アデン〕	……………	A1 (5)
Afghanistan〔アフガニスタン〕	……………	A2 (5)
Albania〔アルバニア〕	……………	A3 (7)

（注）アデンの国名記号は A1、使用すべき附表は第 5 である。

国名記号は、国名（英語形）の頭文字 1 字と整数からなる。ただし、使用頻度の高いアメリカ合衆国、イギリスと日本の 3 カ国は記号を簡素化して、頭文字だけとする。したがってアメリカ合衆国は U、イギリスは G となるが、日本については、J ではなく Z を用いる。これは、日本に関する資料が増加して書架上の移動が生じる際にも、アルファベット最後の文字 Z であれば、他への影響を低く抑えることができるという理由による。

国名記号表は、近代国家だけを収録の対象とする。以下に国名記号作成の基準を示す。

（a）植民地時代と独立後の国名が異なる場合は、それぞれの国名記号を作成する。

例：

Dutch East Indies 〔蘭領東インド〕	……………	D4 (5)
Indonesia 〔インドネシア〕	……………	I4 (5)

（b）分断国家の場合も、それぞれの国名記号を作成する。

例：

Germany 〔ドイツ〕	……………	G3 (4)
Germany (Federal Republic) 〔ドイツ連邦共和国〕	……………	G4 (4)
Germany (Democratic Republic) 〔ドイツ民主主義共和国〕	……………	G5 (6)

（c）革命などによって著しく体制が変化した場合には、新たな国名記号を作成する。ただし、政権の基盤が不確かな段階での国名記号の新設は行なわない。

例：

Russia 〔ロシア〕	……………	R4 (5)
Russia (U.S.S.R.) 〔ソヴィエト連邦〕	……………	R5 (6)

(d) 国名変更があっても、体制に著しい変化が認められない場合は、従来の国名記号をそのまま使用し、参照を入れるにとどめる。

例： Ceylon〔セイロン〕…………… C5 (5)
Sri Lanka, Republic of Ceylon

(e) 単一の国家ばかりでなく、複数の国家の連合体にも国家に準じて国名記号を与える場合がある。

例： British Commonwealth〔英連邦〕…………… B8 (5)
European Communities〔欧州共同体〕…………… E5 (5)

(2) 各国別細区分表 (附表第2~7)

これは、国名記号と合わせて各国の法律・行政に関する著作と法令資料を分類するための表である。

附表第2	日本
附表第3	イギリス、アメリカ合衆国、カナダ
附表第4	ドイツ、ドイツ連邦共和国、フランス
附表第5	上記以外の諸国 (ただし、社会主義国を除く)
附表第6	中華人民共和国、ソ連邦、ドイツ民主主義共和国
附表第7	社会主義諸国

本表の法律・行政 (A121~999) を基本に、法系別に分類項目を組み替えたうえ、さらに主題展開に精粗をつけてある。附表第2から第5までの表は、おおむね本表のA121~999に対応するが、附表第6、第7の社会主義国の表と本表との相違は大きい。たとえば、本表でA341は国家公務員を表わすが、これと同一の記号341が附表第6では外事管理という分類項目に該当する。また附表第5と第7は主題展開が粗く、341という記号自体が存在しない。

附表第5と第7で、本表や他の附表にある分類項目が省略されているときは、附表第5は本表によって、また附表第7は第6によって、上位の分類項目を確認して、それを使用する。